

4. 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物相互利用の推進

大学における教育コンテンツの相互利用を支援するため、電子著作物権利処理事業委員会を改称し、電子著作物相互利用事業委員会を設置している。大学の参加が進んでいないことから、21年度に見直しを行い、22年6月から新たに企業のシステムを借用したASP方式でシステムを運用した。しかし、Webへのアクセスは毎月200~300件あるものの、依然、大学や個人の参加が増えないため、電子著作物相互利用事業委員会において再度見直しを行い、コンテンツ情報の視覚化、参加を促すための申込手続きの簡素化、広報活動の積極化等の対策を検討を行い、手続きの簡素化やシステム画面の改良を本年度中に行った。以下に活動の内容を報告する。

(1) コンテンツ情報の視覚化

システムのトップページに、登録コンテンツのサンプルとしてタイトルや学問分野、概要などの文字情報を掲載していたが、サンプル画像も掲載するとともに、部品としてのコンテンツもイメージできるよう工夫した。改善したサイトは次ページに掲載。

(2) 申込手続きの簡素化

参加申込みに煩わしさを感じることなく申し込みできるよう、申込時に関する契約手続きを従来の書面から、Web上で契約できるよう契約内容の表示と同意ボタンを設ける方法に改めるとともに、申込方法の説明をわかりやすくした。契約同意の画面は次ページ以降に掲載。

(3) 広報活動の積極化

- ① 本協会のトップページから本システムへ入りやすいようにバナーを掲載した。事業不参加の大学150校を中心に、個別に電話で問い合わせ、理解促進を図るよう取り組んだが、5割程度の大学には呼びかけができなかった。また、呼びかけした大学でも事務の担当者から教員への働きかけが徹底されないこともあり、十分な結果が得られなかった。そこで、教員に直接呼びかけるため、本協会のサイバーFD研究員(約1万5千人の教員)に定期的にメールで参加を呼びかけることになり、23年度に対応することにした。
- ② 事業を広く周知し、参加を拡大するため、一般の検索サイトからも登録内容を確認できるような仕組みを23年度に検討することにした。

(4) コンテンツの登録

23年3月現在の登録コンテンツは、246大学、1団体、562名から2,435件となっている。登録を増やすため、会議等での講演・発表者への呼びかけ、他の関係団体にも働きかけを積極化することにした。本年度は、「ICT利用による教育改善研究発表会」「教育改革ICT戦略大会」の事例発表者に協力依頼を行い、80大学、5短期大学から113件のレジュメがコンテンツとして登録された。

電子著作物相互利用システム

【トップ画面】

事業・システムの紹介ビデオ

<http://sougo.juce.jp>

教育コンテンツ相互利用システム

JUCE公益社団法人私立大学情報教育協会
文化庁「著作権等管理事業」登録

電子著作物相互利用事業

TOP

- 事業の概要
- 登録コンテンツ一覧
- 参加申込
- お問い合わせ
- 関係資料
- 管理委託契約書

お知らせ

■ 本事業への参加を募集しております。参加申込は、こちら

参加申し込みはこちら
新規申込

ユーザの方はこちら
ログイン

登録コンテンツサンプル

サンプル画像	分野	タイトル
	人文学系/外国語学	リフレイン初級 動画(1) ポイント1
	社会科学系/経済学	経済学の発展(発展教材)

紹介ビデオ

コンテンツイメージ

インターネットによる
教育コンテンツの相互利用

検索→選択→ダウンロード
で、すぐに利用可能!

事業やシステムのイメージ
をビデオで紹介

【ビデオ画面】

システム利用に伴う契約画面

※システムに最初にログインした際に
契約画面が表示されます。

本システムを利用する場合、初めに「ご利用契約書」への同意が必要です。
以下の内容をご確認の上、ご同意いただける場合「同意する」にチェックをして、
「教育コンテンツ相互利用システムを利用する」をクリックしてください。

電子著作物相互利用事業 電子著作物権利処理代行契約書 権利者(コンテンツ提供者)用

本事業に参加の電子著作物の著作権者(甲)と公益社団法人 私立大学情報教育協会(乙)は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、管理委託契約約款に基づき、以下の通り契約を締結する。

〈定義〉

- 1 電子著作物とは、デジタル方式により作成された著作物を言う。
- 2 本事業に参加の著作権者とは、乙が実施する電子著作物権利処理システム(以下、「システム」と言う)に登録されている大学または所属教職員を言う。
- 3 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 4 電子著作物の権利処理の代行とは、乙が甲に代わってシステムに登録されている利用者を対象に利用許諾を行うことを言う。
- 5 利用者とは、システムに登録されている大学または所属教職員を言う。
- 6 権利処理代行で扱う電子著作物は、システムに登録されている著作物とする。
- 7 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、貸与、公衆送信、伝達とする。また、甲が認めた場合は、加工も含むものとする。

☐ 以上の権利者(コンテンツ提供者)用契約書に同意する (チェックボックスにチェックをしてください)

電子著作物相互利用事業 電子著作物権利処理代行契約書 コンテンツ利用者用

利用者(甲)と公益社団法人 私立大学情報教育協会(乙)は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、管理委託契約約款に基づき以下の通り契約を締結する。

〈定義〉

- 1 利用者とは、学校法人および大学所属教職員で、乙が実施する電子著作物権利処理システム(以下、「システム」と言う)に登録されたものを言う。
- 2 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 3 電子著作物の権利処理の代行とは、システムに登録されている電子著作物を対象に、乙が甲に代わって利用許諾の手続きを行うことを言う。
- 4 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、貸与、公衆送信、伝達とする。また、甲が認めた場合は、加工も含むものとする。

〈利用申込み〉

- 第1条 甲は利用申込みの際、所属大学が発行するID・パスワードによりシステムの認証を受けるものとする。
- 2 認証後、甲はシステムに登録されている電子著作物の情報を検索し、利用条件を確認の上、システムで利用申込

☐ 以上のコンテンツ利用者用契約書に同意する (チェックボックスにチェックをしてください)

教育コンテンツ相互利用システムを利用する

チェックボックス

契約に同意する場合は、
チェックボックスにチ
ェックを入れてボタ
ンを押す